

富岡産業団地 立地企業募集のご案内

募集要領



令和6年12月

福島県 富岡町

1. 富岡産業団地について

富岡町は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故からの復興・創生、新たな産業の構築を目的とし、地域産業の活性化及び雇用の促進を図るため、富岡産業団地へ立地する企業を募集します。

本町は、東京から約 240 kmの福島県浜通りに位置し、年間を通して温暖な気候で、台風などの自然災害が少なく、冬季の降雪も稀な住みやすい地域です。

富岡産業団地は、国道 6 号に面し、常磐自動車道の「常磐富岡インターチェンジ」や「楡葉スマートインターチェンジ」に近接するなど、良好な交通条件を有しています。また、北は相馬港、南は小名浜港と、国際貿易港を含む重要港湾の中間に位置する立地条件を生かし、サプライチェーン構築の中継地点としてさらなる発展が期待されています。

さらに、平坦地かつ大規模で一体的な土地利用が可能であることに加え、企業が立地する際に活用できる国内最大級の補助・優遇制度がありますので、安心して事業活動を展開いただけるものと存じます。

他方、震災・原発事故から 6 年間、避難指示による全町避難を余儀なくされていましたが、平成 29 年 4 月を以て一部区域を除き避難指示が解除されました。除染作業による空間放射線量の低減化、被災家屋の解体・再建が進むとともに、商業施設「さくらモールとみおか」や医療機関、福島県立二次救急医療施設「ふたば医療センター付属病院」が開院するなど、住民生活の根幹を担う施設の整備が着実に進んでおります。

富岡町では、良好なアクセスや優遇制度は当然のことながら、立地時のみならず、立地後も末永くおつきあいをさせていただきたく、立地する企業のご発展を願っております。

2. 産業団地の概要

- (1) 所在地 福島県双葉郡富岡町大字上郡山地内
- (2) 用途地域 都市計画区域内 用途地域未指定
(容積率 200% 建蔽率 60%)
- (3) 事業主体 富岡町
- (4) 開発面積 約 33.7ha
- (5) 工場用地面積 約 22.2ha
- (6) 交通アクセス 最寄 IC / 常磐自動車道常磐富岡 IC まで約 9.0km
常磐自動車道ならばアト IC まで約 5.5km
最寄駅 / 富岡駅 (JR 常磐線) まで約 2.5km
富岡 — いわき — 東京
約 180 分 (特急)
高速バス / いわきから東京駅まで約 210 分
最寄幹線 / 国道 6 号
最寄空港 / 仙台空港まで約 102 km (車で約 90 分)
福島空港まで約 104 km
(車で約 90 分※高速道路利用の場合)
最寄港湾 / 相馬港まで約 65 km (車で約 70 分)
小名浜港まで約 53 km (車で約 60 分)

(7) 設備等

工業用水
(50 円/㎡税抜)

〒979-0515
福島県双葉郡楢葉町大字上小埜字小山 6-2
双葉地方水道企業団 施設課 浄水係
TEL 0240-25-5341

上水道

〒979-0515
福島県双葉郡楢葉町大字上小埜字小山 6-2
双葉地方水道企業団 施設課 給水係
TEL 0240-26-0911

雨水排水 / 道路側溝 → 調整池 → 河川放流

〒979-1192
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622-1
富岡町役場 都市整備課 管理係
TEL 0240-22-9008

污水 / 浄化槽 (公共下水道区域外)

〒979-1192
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622-1
富岡町役場 都市整備課 下水道係
TEL 0240-22-9008

ガス／LP ガス（LNG ローリー対応可）
電力／普通高圧可、特別高圧は東北電力と要協議
通信／光通信サービス提供エリア

（８）募集用地区画

2区画

（９）供用開始日

第１期区画 令和２年４月１日

第２期区画 令和３年４月１日

(10) 募集用地区画詳細

【全体図】



【拡大図】



区画番号	面積 (㎡)
H-2	18,530
H-3	17,590

※区画面積は下一桁目を四捨五入しておりますので、確定面積と数㎡の誤差があります。
あらかじめご了承ください。

- (11) 賃 料 200 円/㎡ (年間)
令和 12 年度末まで減免により 100 円/㎡ (年間)
- (12) 契 約 方 法 町有財産賃貸借契約

3. 募集業種

富岡産業団地の建築制限等に合致し、「富岡町産業用地の貸付に関する要綱第4条」に規定する企業であって、かつ、日本標準産業分類のうち、次に掲げる業種とします。

大分類	対象業種（中分類又は小分類）
E 製造業	全業種
G 情報通信業	37 通信業、39 情報サービス業、40 インターネット付随サービス業、41 映像・音声・文字情報制作業
I 卸売業・小売業	50 各種商品卸売業、51 繊維・衣服等卸売業、52 飲食料品卸売業、53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54 機械器具卸売業、55 その他の卸売業
L 学術研究，専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関、73 広告業、74 技術サービス業（他に分類されないもの） ただし、74 技術サービス業（他に分類されないもの）のうち、741 獣医業は除く
R サービス業（他に分類されないもの）	90 機械等修理業（別掲を除く）
その他、町長が必要と認めるもの	

※工場等建設に関する関係法令を遵守してください。

※募集業種については、富岡産業団地内で実施する**全ての事業・工程が上記の業種のいずれかである必要があります。**

例えば、製造品の原料を中分類 88 廃棄物処理業に該当する方法により抽出する場合等は対象外となる可能性があるため、事前に募集業種に合致しているか等を確認しますので、応募にあたっては、**必ず事前に**下記までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

富岡町役場 産業振興課 商工観光係

電話 0240(22)9009 FAX 0240(22)0899

E-mail tom0600-001@tomioka-town.jp

【上記対象業種であっても対象外とするもの】

- ①各種環境基準等に適合しない騒音、振動、悪臭等を発生するおそれのある事務所、工場等。
- ②自社用倉庫、駐車場、重機・資材置場等のみでの利用。（事務所等が伴う場合も、倉庫、駐車場、重機・資材置場等としての使用用途が大きい場合は対象外。）
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定による暴力団、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業者。

4. 応募方法

(1) 応募資格

- ア 産業団地内において対象業種に該当している事業を行うこと
- イ 事業所の建設並びに事業内容に計画性があること
- ウ 事業遂行に必要な資力・資金計画があること
- エ 土地引き渡しの日から3年以内に操業を開始すること
- オ 税金等の滞納をしていないこと
- カ 各種環境基準等に適合しない騒音、振動、悪臭等を発生するおそれが無い、または、十分な対策により基準値以下を維持することが出来ること
- キ 原則として、申請者自らが工場等を建設し操業すること
- ク 立地協定締結後すぐに町と賃貸借契約を締結できること

(2) 応募期間

令和6年12月9日（月）から令和7年1月15日（水）まで（必着）
午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始を除く）

(3) 提出方法

提出書類一式（正本1部、副本（コピー可）1部の計2部）を富岡町産業振興課に郵送してください。

※申請後、提出書類の内容等について問い合わせる場合がありますので、提出した全ての書類は、必ず、お手元に保管いただき、問い合わせに対応できるようご注意ください。

<提出先>

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地 1
富岡町役場 産業振興課 商工観光係

(4) 提出書類

	提出書類		注意事項等
1	富岡町産業用地貸付申請書 (様式第1号)	必須	
2	工場等立地計画書(様式第2号)	必須	
3	暴力団排除に関する誓約書 (様式第3号)	必須	
4	登記事項証明書	必須	個人の場合は代表者の 住民票抄本 発行日が6ヶ月以内の もの
5	定款または規約	必須	法人のみ(コピー可)
6	役員一覧(様式第1-1号)	必須	
7	直近3年度分の決算報告書	必須	貸借対照表、損益計算 書及び製造原価報告書 (コピー可)
8	直近1年度分の納税証明書 (市区町村税及び都道府県税)	必須	本社が存する市区町村及 び都道府県の両方。
9	その他町長が必要と認めるもの	該当する場合	

(5) 書類提出上の注意

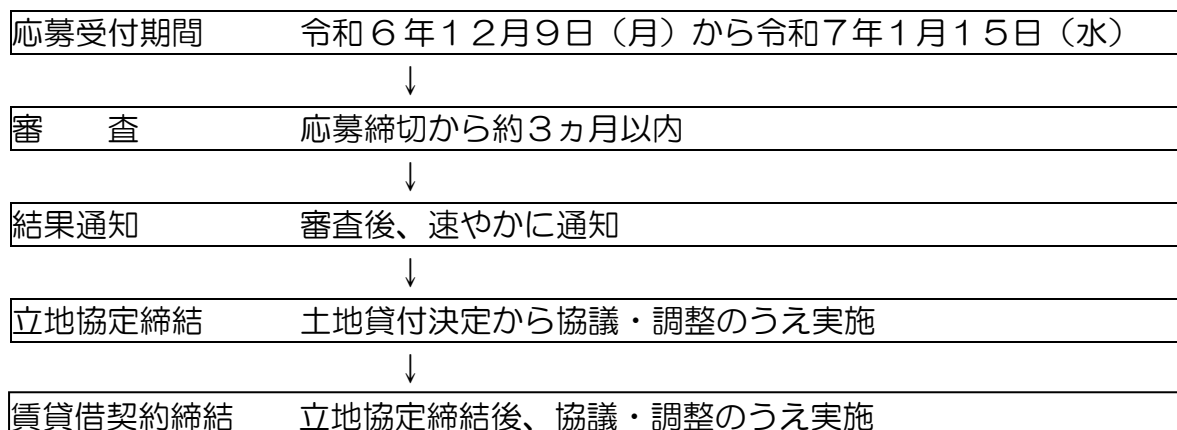
- ア 提出書類は正本1部、副本(コピー可)1部の計2部を提出してください。
- イ 提出された書類は原則として返却いたしません。
- ウ 提出書類等の作成に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

(6) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合には応募を無効とします。

- ア 応募期間内に必要な提出書類の提出がなかったとき
- イ 提出書類の提出方法、提出先に適合しないとき
- ウ 応募手続きにおいて不正な行為があったとき
- エ 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき
- オ その他、「富岡町産業用地の貸付に関する要綱」及び本募集要領に定める条件に違反したとき

5. 応募から引渡しまでの手続き及びスケジュール



6. 選考基準

（1）応募資格の有無

- ア 事業内容が対象業種に該当していること
- イ 事業所の建設及び事業内容に計画性があること
- ウ 必要な資力・資金計画があること
- エ 土地引き渡しの日から3年以内に操業を開始することができること
- オ 税金等の滞納をしていないこと

（2）周辺環境への影響

- ア 周辺環境、近隣企業に影響を及ぼさないこと
- イ 公害防止計画・廃棄物の処理計画が適正であること
- ウ 町が必要と認めた場合、公害防止協定の締結をすることが出来ること

（3）地域経済への貢献度

- ア 地域の雇用創出効果があること
- イ 町内企業との取引（計画）があること
- ウ 新産業創出の可能性等（新規性、成長性、経済波及効果など）があること
- エ 製造品出荷額・付加価値額等の拡大につながる事

（4）応募内容に対するヒアリング、現地視察及び信用調査

必要に応じて応募内容に対するヒアリング、現地視察及び信用調査を行います。

7. 選考方法

「富岡町産業用地貸付企業選考委員会」等において、応募資格の有無、適合性、操業予定の時期、立地面積、地域雇用創出への貢献、周辺環境への影響及び地域経済への貢献度等に関する総合的な審査を行い、立地する企業を選定・決定します。

なお、立地が適当と判断された場合には、協議・調整のうえ、立地協定を締結します。

※応募状況により、区画・面積を調整させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

※審査結果に関する問い合わせや異議等については、一切応じません。

※選定に際し、付帯意見があった場合、付帯意見の遵守を条件として立地協定を締結していただく場合があります。

※申請企業の信用調査を行います。調査機関から調査依頼があった際にはご協力をお願いします。

8. 契約の締結

立地協定を締結し、該当区画の引渡し日が決まった後に、賃貸借契約締結の手続きに入ります。

なお、契約内容は、別添「町有財産賃貸借契約書（案）」のとおりです。事前にご確認願います。

9. 工場設置に伴う諸手続き

企業が工業団地等に工場等を新設する場合、工場等の規模、事業内容、導入設備等により、関係法令等に伴う手続きが必要になる場合があります。詳しくは、下記の経済産業省のホームページをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/

10. 各種補助・優遇制度



工場等建設、設備投資等に**最大30億円補助**

被災地域の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域などを対象に工場などの新增設を行う企業が補助金を受けられる制度です。

- ◆対象業種：製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業など
- ◆対象施設：工場、物流施設、試験研究施設、機械設備、店舗、社宅、その他
- ◆対象経費：用地の取得、建設から設備設置までの初期の立地経費など
- ◆交付要件：投資額に応じた一定の雇用創出など
- ◆補助率・上限額：中小企業 3/5(大企業 2/5)以内、原則として 30 億円
- ◆補助金名：自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

電気料金年間**40%還付**(最大8年間)

原子力発電施設等の周辺地域における雇用機会の創出と産業振興を図るため、雇用の増加を生む企業が、支払った電気料金等に基づき、給付金を受けられる制度です。

- ◆対象地域：原子力発電施設等の所在市町村、隣接市町村等
- ◆対象事業：製造業または自治体において企業立地の支援制度等が整備されている特定業種
- ◆給付内容：電気料金の支払実績等に基づいて算定される電力給付金・特別給付金
- ◆対象時期：企業立地した半期の翌半期から概ね8年間
- ◆還付額：電気料金の約40%
- ◆補助金名：原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業（F補助金）

被災求職者の雇入費を助成

被災地域である福島県全域の安定的な雇用の創出および地域産業や経済の活性化を図るため、被災求職者を雇い入れた場合に助成金を受けられます。

- ◆助成上限額：1 事業者 最大2,000万円 3年間 3回に分けて受給
- ◆助成要件：指定された補助制度の採択後、4/1以降に被災求職者を雇用した場合
- ◆助成金名：ふくしま産業復興雇用支援助成金（雇入費）

住宅支援費の助成

新規に雇用した労働者の住宅手当や借上住宅の費用等に対し助成金を受けられます。

- ◆助成率：3/4
- ◆助成上限額：1 事業者 上限240万円（3年間で上限720万円）
- ◆助成要件：申請期限の間に申請事業者において雇用した求職者
- ◆助成金名：ふくしま産業復興雇用支援助成金（住宅支援費）

その他、税制上の優遇制度・融資制度もあります。

11. 環境関係規制法令概要

区 分	規制根拠	窓 口
水質	水質汚濁防止法 福島県生活環境の保全等に関する条例	福島県相双地方振興局 県民環境部環境課 0244-26-1232
大気	大気汚染防止法 福島県生活環境の保全等に関する条例	
悪臭	福島県生活環境の保全等に関する条例 福島県悪臭防止対策指針	富岡町役場生活環境課 0240-22-9004
騒音・振動	福島県生活環境の保全等に関する条例	

※記載は関係法令の一部であり、その他法令は、別途ご確認ください。

※事業活動による産業廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例に基づく規制があります。窓口は福島県相双地方振興局県民環境部環境課です。

※地域住民及び利害関係者に対し説明会の開催を求めることがあります。

※町が必要と認めた場合、公害防止協定の締結を求めることがあります。

（公害防止協定の締結には3～6ヶ月程度、期間を要します。）

※公害等は地域住民及び団地内の他企業とのトラブルの元となりますので、規制法令を遵守してください。

参考：周辺区域図



お問い合わせ

富岡町役場 産業振興課 商工観光係

〒979-1192

福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地 1

TEL 0240(22)9009 FAX 0240(22)0899

E-mail tom0600-001@tomioka-town.jp

